

## 福山市骨髓ドナー支援助成金交付要綱

福山市骨髓ドナー支援助成金交付要綱の全部を改正する。

### (趣旨)

第1条 この要綱は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業（以下「骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業」という。）における骨髓又は末梢血幹細胞（以下「骨髓等」という。）の移植及び骨髓等の提供希望者の登録を推進するため、予算の範囲において骨髓ドナー支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定める。

### (対象事業)

第2条 この要綱において、助成金の対象となる骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業は、公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が実施するものに限る。

2 この要綱において、ドナーとは、骨髓バンクを介して骨髓等の提供を完了したものという。

### (助成金の対象)

第3条 助成金を交付する対象となるものは、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

#### (1) ドナー

- ア 骨髓等の提供を完了した日（以下「骨髓等提供日」という。）に市内に住所を有していること。
- イ 対象通院等のための休業等により無給となったもので、有給の休暇その他の賃金が生じる休暇（以下「有給休暇等」という。）を取得せずに対象通院等をした日があること。

#### (2) 事業所

- ア 市内に住所のあるドナーを雇用する国内の事業所（国、地方公共団体及び独立行政法人の事業所を除く。以下同じ。）又は県外に住所のあるドナーが勤務する市内に所在する事業所であること。
- イ 勤務するドナーが骨髓等の提供を行うため有給休暇等を取得して休業する日（無給休暇を取得した日数を除く）があること。

### (対象経費)

第4条 助成金を交付する対象となる経費は、次のとおりとする。

#### (1) ドナー

対象通院等に発生する諸経費とする。対象通院等は、次に掲げるものとする。  
ただし、骨髓等の採取のための手術その他これに関連した医療処置によって生じ

た健康被害のためのものを除く。

- ア 健康診断のための通院
- イ 自己血貯血の通院
- ウ 骨髓等の採取のための入院
- エ 前3号に掲げるもののほか、骨髓バンク又は医療機関が骨髓等の提供のために必要と認める通院又は入院

(2) 事業所

勤務するドナーが対象通院等の際の休暇に伴う人件費等の諸経費とする。

(助成金の額)

第5条 交付する助成金の額は、次のとおりとする。

(1) ドナー

対象通院等の日数（有給休暇等を取得した日数を除く。）に2万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髓等の提供につき14万円を限度とする。

(2) 事業所

雇用するドナーが骨髓等の提供を行うため、休業する日数（無給休暇を取得した日数を除く）に1万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髓等の提供につき7万円を限度とする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとするものは、骨髓等の提供が完了した日から起算して90日以内に、ドナーにあっては福山市骨髓ドナー支援助成金交付申請書（ドナー用）（様式第1号）、事業所にあっては福山市骨髓ドナー支援助成金交付申請書（事業所用）（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を証する書類
- (2) 骨髓等の提供に係る通院又は入院をした日を証する書類
- (3) 骨髓等提供日に市内に住所を有したことを証する書類
- (4) ドナーの休暇状況が確認できる書類
- (5) ドナーとの雇用契約が確認できる書類（雇用証明書等）（助成対象事業所に限る）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(助成金の決定等)

第7条 前条の規定により助成金の交付の申請があったときは、市長はこれを審査の上、助成金の交付を適当と認めるものについて、福山市骨髓等ドナー支援助成金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）にその旨を通知するものとする。助成金を交付しないことを決定したときは、福山市骨髓ドナー支援助成金不交付決定通知書（様式第4号）によりその旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、助成金の交付が適当でないと認められる事由があるとき。

(書類の様式)

第9条 第6条の福山市骨髓ドナー支援助成金交付申請書その他のこの要綱に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。